

木津川市立学校 学区外（区域外）就学・就学指定校変更基準

下記の許可対象項目に該当する場合、保護者の申立により、木津川市教育委員会が事由相当と認めるときは、指定校以外への就学を可とする

ただし、受入れ校の施設状況等により承認できない場合もあり得る

許可期間、申請時必要書類等は別表の通りとする

なお、通学上の安全については、保護者が全責任を負うこととし、通学にかかる費用は原則保護者負担とする

1 特定地域事由

特定地域（指定校以外の学校を選択できる地域）である城山台小学校区に住所を有する者が、城山台小学校以外の市立小学校を希望する場合、及び選択希望小学校の進学先である中学校への就学を希望する場合

2 居住地事由

- (1) 転居・転出後も引き続き従前の学校に就学希望の場合
- (2) 新築等により転居が予定され先行的に転居予定地の学校に就学を希望する場合
- (3) 住居建て替え等による一時的な転居の場合

3 身体的事由

身体的事由により指定校への就学が困難で、希望する学校に就学する方が児童生徒の負担が軽減させられる場合

4 家庭的事由

- (1) やむを得ない家庭の事情により、児童生徒を保護・監督できない状況にある場合
- (2) やむを得ない家庭の事情等により住民登録ができない場合に、実際の居住地内の学校に就学する場合

5 教育的配慮

- (1) いじめや不登校等に関し教育的配慮が必要な場合
- (2) その他教育的配慮が必要と教育長が認める場合